

季節労働者登録事業

◎登録することにより、当協議会が実施する講習会やセミナーを受講することができます。

◎登録された方に、当協議会より講習会・セミナーの開催案内や求人情報などを送付します。

※当協議会ホームページにて各事業情報や求人情報を公開しています。

登録
受付中

無料

令和7年度
厚生労働省委託
通年雇用促進支援事業

皆さまへ 季節労働者の

資格取得支援事業

◎資格取得による技術向上を図る季節労働者の通年雇用化を促進するために講習を実施します。

無料

講習名	受講可能数
<ul style="list-style-type: none"> ■車両系建設機械(整地等) ■車両系建設機械(解体用) ■小型移動式クレーン ■玉掛け ■フォークリフト ■ショベルローダー等 ■高所作業車 ■不整地運搬車 ■ガス溶接 	いずれか 1講習
<ul style="list-style-type: none"> ■足場の組立て等作業主任者 ■型枠支保工の組立て等作業主任者 ■地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 	いずれか 1講習
<ul style="list-style-type: none"> ■有機溶剤作業主任者 	1講習

【実施予定】
令和7年5月～令和8年3月



季節労働者スキルアップ事業

◎建設作業現場等で必要な安全教育として労働安全衛生法で義務づけられている特別教育・安全衛生教育の講習を実施します。

無料

講習名	受講可能数
<ul style="list-style-type: none"> ■自由研削砥石特別教育 ■足場の組立て等作業従事者特別教育 ■フルハーネス型安全帯特別教育 	すべて

【実施予定】令和8年2月

※当協議会事業をご利用(講習会・セミナー等を受講)の際は、裏面の書類の提出が必要となります。
※詳しくは当協議会までお問合せください。

季節労働者資格取得支援事業(資格取得経費への助成)

◎資格取得による技術向上を図る季節労働者の通年雇用化を促進するために、取得経費の一部を助成します。但し、助成総額が事業予算に達し次第、終了となります。

◎事前相談及び受講前の申請が必要となります。

◎助成額は、入学科及び受講料(検定料は対象外)の4割(上限12万円)となります。

□助成額の例 講習料金22万円の資格取得の場合 助成額は8万8千円

【実施予定】令和7年4月～令和8年3月



講習会・セミナー等 受講申込み要件・申込み方法

受講対象者

- ◎ 釧路管内に住民登録されている、資格取得を通じて通年雇用を目指す**季節労働者**で、次の(1)~(3)のいずれかに該当する方。
 - (1)雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」として、現在雇用されている方。
 - (2)現在離職中で、前職において雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」であった方。
 - (3)現在離職中で、前職の雇用保険の種類が「一般被保険者」であったがその受給資格を有せず、かつ、前々職において雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」であった方。
※(2)は前職を、(3)は前々職を**令和6年4月1日以降**に離職した方。
- ◎ 下記の①~③に該当する**必要書類**を持参の上、当協議会までお越しください。

現在

①就労中の方

離職期間

短期雇用保険加入中

必要書類

A

A 『雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)』の写し

②離職中の方

離職期間

短期雇用保険

離職中

離職日:令和6年4月1日以降

必要書類

B 又は C

B 『雇用保険特例受給資格者証』等の写し

C 『雇用保険被保険者離職票(1・2)』の写し

③離職中の方

短期雇用保険

離職期間

一般雇用保険

離職中

離職日:令和6年4月1日以降

1年未満

必要書類

B と C

B 『雇用保険特例受給資格者証』等の写し

C 『雇用保険被保険者離職票(1・2)』の写し

- ※ **現在離職中の方**で、最後に季節雇用を離職した日が、**令和6年3月31日以前**の方は対象となりません。
- ※ 利用条件、必要書類等についてご不明な点は当協議会にお問合わせください。
- ※ お預かりした個人情報、「個人情報の保護に関する法律」により、本事業の目的以外に利用しません。

必要書類見本

A 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

B 特例受給資格者失業認定申告書 又は 雇用保険特例受給資格者証

C

雇用保険被保険者 離職票1・2